

策定年月	平成 7年3月
策定年月	平成 18年8月
策定年月	平成 22年5月
策定年月	平成 26年9月
策定年月	平成 29年7月
策定年月	令和 5年9月

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和5年9月

舟形町

目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの農業経営の指標	7
1. 効率的かつ安定的な農業経営の指標	7
2. 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	7
第3 第2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	7
1. 農業を担う者の確保及び育成の考え方	7
2. 町が主体的に行う取り組み	7
3. 関係機関との連携・役割分担の考え方	8
4. 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	8
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	8
1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	9
2. その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	9
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	10
1. 利用権設定等促進事業に関する事項	10
2. 法律第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画 の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	16
3. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他 農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	16
4. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進、その他の委託を受けて行う 農作業の実施の促進に関する事項	19
5. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	19
第6 その他	20
別紙1 営農類型ごとの経営規模及び生産方式の指標	
別紙2 経営管理の方法及び農業従事の様態等に関する指標	
別紙3 (第5の1 (1) ⑥関係)	
別紙4 (第5の1 (2) 関係)	

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

(舟形町の概況)

1 舟形町は、山形県の東北部、最上郡の南部に位置しており、郡境は尾花沢市、大石田町、村山市に接し、最上郡内では新庄市、最上町、大蔵村と接している。

町の沿革は、江戸時代に舟運で栄えた堀内村と、宿場町として発達してきた舟形村が明治22年に長者原村、富田村、長沢村とともに合併したが、翌年に堀内村が分離独立、昭和29年に舟形村と堀内村が再び合併して舟形町が誕生し、現在に至っている。(令和2年国勢調査人口5,007人)

基幹道路としては、南北に国道13号、東北中央自動車道、北東には国道47号(亀割バイパス)が横断しており、更に、舟形大蔵線や新庄舟形線等の県道が縦走している。羽州街道宿場町として栄えた歴史が物語るように当町の道路網は比較的整備されている。

農業活動は、県内でも有数の豪雪地帯であることから、厳しい自然条件等により制約を受けながら行わざるを得ない状況にある。又、町は、亜炭鉱山等、地下資源の豊富な町として栄えてきたが、鉱業の衰退とともに農業に重点を置いた施策を講じ、農業機械の導入や区画整理、ほ場整備等を積極的に行ってきた。

町の形状は、東部が奥羽山脈の麓から西部は出羽丘陵の麓まで長く続き、南北6.5km、東西27.4kmと南北に狭く、東西に長い形状をなしており、総面積は119.04km²を有している。

林野面積は8,432ha(町面積の約71%)で、うち国有林が約57%を占める。

河川は、町の中央西よりを最上川が北流している。最上川に注ぐ支流としては、一級河川の小国川その他、松橋川がある。耕地は小国川と松橋川の2本の河川沿いに広がっており、このため、耕地の形状は帯状で、団地も小規模となっている。集落も河川沿いに展開しており、小国川沿いには旧舟形村の長沢、舟形、長者原及び富田の集落があり、松橋川沿いには、旧堀内村の各集落が位置している。

気象条件は、最上川の狭谷部を吹き抜ける北西の季節風が強く、毎年11月上旬から翌年4月上旬までの約6ヶ月間にわたって降雪があり、積雪も2~3mとなる全国でも有数の豪雪地帯となっている。他方、春の融雪期が遅れ、低温の日が続くことや遅霜によって被害を受けることが多い。夏季期間は、おおむね高温多湿に経過するが、集中豪雨の被害や、しばしば太平洋から冷涼な気流が奥羽山脈を越えて入り込み、冷害になりやすい。

年間降水量は約2,303mm、平均気温は約12.1℃、日照時間は1,304時間/年であり、平均気温は低く、日照時間も少ないことから、農業には不利な気象環境となっている。(2020年：新庄特別地域気象観測所)

(舟形町の農業の現状)

2 令和2年における総農家数は469戸で、販売農家数については345戸(うち専業農家77戸、第1種兼業農家60戸、第2種兼業農家207戸)となっている。総農家の平均経営面積は3.13haであり、又販売農家の内5ha以上の経営規模のある農家数はその67戸(19.4%)を占めている。

この10年間で、総農家数において191戸(28.9%)、販売農家数においては169戸(32.9%)と激減していたが、一方、専業農家数については24戸(14.5%)増加しており、その販売農家数に

占める割合についても、平成22年では10.3%であったものが、令和2年では22.3%となっている。

又、農産物販売金額別農家数については、1,000万円以上の販売額のある農家が平成27年では12戸、令和2年では24戸となっている。

このことから、兼業農家の専門化が進んでいることや、総農家数における5ha以上の農家割合や一経営体の経営規模は増加・拡大傾向にあることがわかり、その基盤となる農地の利用集積が着実に進んでいると言える。

農業従事者においては、平成22年が806人、又、令和2年では497人と309人（38.3%）の減少となっている。

相対的に令和2年における農業従事者のうち65歳以上の従事者が270人、割合で54.3%となっており、農業従事者の平均年齢も59.7歳となっている。このように舟形町でも農業従事者の減少・高齢化が著しく進行している。又、担い手の中心となる認定農業者については、令和5年3月末現在で107経営体となっており、これは販売農家（345戸）の31%を占めている。

又、認定農業者の経営耕地面積（所有権及び賃貸借権（農作業受委託面積は除く））は、526haとなっている。内訳としては、自作農地が320ha、借入農地が206haであり、耕地面積の32.3%を占め、借入農地の拡大を中心に経営規模の拡大が図られている。

これらのことから、農家数の減少と規模拡大志向農家への農地流動化が進展し、規模の大きな経営体の育成が進んでいることがわかる。

今後は、農業従事者の著しい高齢化などによる離農農地が増加していくことが想定され、農業者の自発的な話し合いを通じて効率的な農業経営を構築するため、地域計画に基づく実践活動を積極的に行い、農地中間管理事業を活用すること等により、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を進める必要がある。

(単位：ha,戸)

	H17	H22	H27	R2	増減
耕地面積	1,346	1,276	1,313	1,470	△157
総農家数	749	660	607	469	△138
(販売農家数)	626	514	441	345	△96
専業農家	46	53	95	77	△18
第1種兼業	132	60	119	60	△59
第2種兼業	448	401	227	207	△20
平均耕作面積	1.80	2.47	2.16	3.13	

農産物販売金額規模別農家数 (単位：万円、戸)

販売額	H 2 7	販売額	R 2
1,000～1,500	6	1,000～3,000	19
1,500～2,000	2	3,000～5,000	4
2,000～2,500	2	5,000～10,000	1
2,500～3,000	1	計	24
3,000～5,000	1		
計	12		

経営耕地面積規模別販売農家数 (単位：ha,戸)

	H27	R2	増減
0.3 未満	-	7	7
0.3 ～1.0	106	83	△23
1.0 ～2.0	115	85	△30
2.0～3.0	72	58	△14
3.0 ～5.0	77	47	△30
5.0～	72	67	△5

(出典：農林業センサス)

(経営体育成の必要性)

3 人口の減少や高齢化により、国内の消費市場の縮小が予想される中、農業をめぐるのは、食の安全・安心への関心の高まり、中食や外食等食生活の多様化、担い手の減少や高齢化等が進んでいる。このような状況下において本町農業・農村の活性化を図るためには、消費者ニーズに的確に対応できるような優れた経営感覚と技術を持つ経営体を各地に多数育成していくことが必要である。

この場合の経営体は、規模や作目・品種構成の面において、地域ごとの気象条件や土地条件に適合した安定的なものであるとともに、その生産物が消費地や地方都市、県内あるいは地場等の多様な市場の中において安定的な販路を確保していくことが必要である。さらには、農産加工や産地直売、食品製造業者等と連携した新商品開発など、農業を起点とする多様な経営に取り組むことが重要である。このような効率的かつ安定的な農業経営が多数展開され、農業を魅力ある産業として確立することが、農業を支える人材を確保していく上でも極めて重要な意味をもつものである。

又、米政策等の見直しにより、畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)や米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)の対象者が認定農業者、認定新規就農者、集落営農に重点化されたことを踏まえ、認定農業者等への誘導とその拡大が必要である。

（経営体育成の方向）

4 効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることから、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農地中間管理機構の機能等を活用した農用地の利用集積や、経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に行い、本町農業の健全な発展を図るものとする。なお、平野部と比べ営農条件の不利な中山間地域の担い手に対しては、数値目標等十分配慮のうえ同様の措置を講ずることとする。

又、地域計画の策定を通じ、地域農業の維持・発展に向けた合意形成の促進など多様な担い手育成のための基盤づくりを行い、併せて、次代を担う新規就農者の育成・確保等を図ることにより、本町農業の健全な発展を図るものとする。

（1） 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保の目標

地域の立地条件や農業生産条件等に配慮したうえで、農業経営において地域の他産業従事者並の年間総労働時間（専門的農業従事者1人当たり概ね1,800時間）で他産業従事者並の生涯所得を実現し得る年間農業所得（専門的農業従事者1人当たりの年間農業所得概ね320万円程度）を確保することができるような、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

（2） 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保

本町の新規就農者数は、近年伸び悩んでいたが、令和5年は2名が新たな認定新規就農者となった。こうした中、国が掲げる新規就農者を倍増し、令和5年度までに40代以下の農業従事者を40万人に拡大するという政策目標を踏まえ、農業の持続的な発展に向け新規就農者数の目標を5人とし、目標達成に向けて就農段階に応じたきめ細かな支援策を推進する。

又、農業経営における労働時間・農業所得の数値目標については、地域の同世代の他産業従事者と遜色のない水準の実現を目標とする。具体的には、経営規模、生産技術等を考慮し、年間総労働時間を専門的農業従事者1人あたり1,800時間とし、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得として（1）で定める農業所得（専門的農業従事者1人あたり概ね320万円）の5割以上を目標とする。

（3） 効率的かつ安定的な農業経営と多様な担い手の育成・確保

ア 意欲ある認定農業者及び先進的な取組みを進める農業者の安定的な育成・確保

地域農業のリーダーである認定農業者を志向する農業者に対して、営農相談専門員による農業経営改善計画の作成支援、既存認定農業者の経営向上とフォローアップなどを行い、その認定に向けた取り組みや各種制度活用を支援し、経営規模の拡大や農業経営の高度化・多角化を促進する。

イ 次代を担う農業後継者の育成と、U・I・J ターンなどによる新たな就農者の確保

農業従事者の高齢化やリタイヤが進行し、今後ともその傾向は続くと思込まれることから、次代を担う農業後継者の育成・安定確保を図る。農家出身者が家業を継ぐという場合だけでなく、農業を自らの

職業として目指したいという強い意志を有する就農者も近年見受けられるようになったことから、新規学卒者やU・I・Jターン者などの受入体制を整えるとともに、就農時の段階に応じた支援を行う。

ウ 集落営農組織の育成と農業経営の法人化

農業従事者の高齢化と担い手不足が特に深刻になっている地域を中心に、地域住民と一緒に現状と課題を整理しながら集落営農の具体的推進を図る。そのため、特に高齢者や女性、兼業農家等の多様な農業者が地域の中でそれぞれ重要な役割を担ってもらい、集落の活動や生産活動への積極的な参加をしてもらえる場づくりを進める。

又、地域リーダーの育成を含め地域の実情にあった集落営農の自立的な組織化や推進体制の確立を推進する。今後、集落営農の組織化を見出すとともに農地の利用集積や作業の効率化、雇用の確保などの要素を勘案した場合、法人化も有効な選択肢であることから、地域の特性にあったきめ細やかな対応を行い法人化の動きをバックアップしていくものとする。

（分野別推進方向）

5 これらの目標を達成するため、農業生産構造及び農業経営の実態を踏まえつつ、地域農業の将来展望を地域自らの創意と合意に基づいて描くことを基本とし水田収益力強化ビジョンに基づく水田の維持活用等、作物振興を図りながら以下の施策を重点的に推進する。

（1）認定農業者の育成・確保については、経営改善計画の着実な達成に向けて、営農相談専門員を設置し、個別課題に対応した指導・助言を行うとともに、各種事業や制度資金等による支援を行う。又、新規就農者については、関係機関と連携しながら、就農相談から営農定着までの就農段階に応じた支援を行うとともに、同専門員による個別指導を通して、安定経営の確立、就農定着を目指すものとする。なお、経営体の法人化を含めた経営管理能力の向上については、舟形町営農改善協議会を中心に、町、農業委員会、農業協同組合、最上総合支庁産業経済部農業技術普及課（以下「県農業技術普及課」という。）、農業委員会ネットワーク機構等との緊密な連携のもとに支援する。

（2）稲作については、次の取り組みを行う。

ア 生産工程管理（GAP）などの取組み、有機栽培・特別栽培拡大など、安全・安心・良食味米生産を推進する。

イ 直播栽培、農地集積、機械設備の共同化、乾燥調製施設の活用など低コスト化を図りながら複合生産を進め経営の安定化を図る。

ウ 需要動向や消費者の購買嗜好などの状況を調査しながら、需要を意識した米づくりを推進する。

エ 県のつや姫ブランド化戦略等と並行して、生産者の意欲喚起や販売拡大に結びつける運動を支援する。

（3）大豆、そば等については、転作田の団地化を積極的に推進し、併せて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者及び育成すべき農作業受託組織等を支援し、省力低コスト化を推進することにより、これらの経営の発展を図る。

（4）果樹、野菜、花き等の園芸作物については、次の取り組みを行う。

ア ねぎ、ニラ、きゅうり、トルコギキョウ、たらの芽、施設園芸としてのマッシュルーム等の重点振興作物と中心に産地化、ブランド化を進める。

イ 園芸施設等の長寿命化支援制度などを活用して、産地形成に向けた生産基盤の整備を促進する。

ウ 低木樹種導入などの高齢化対応や高齢者の卓越した技術を伝承しながら新規就農者が活躍できる環境づくりを行う。

エ 新商品開発や、販路拡大など、園芸の付加価値を高める第6次産業を進める。

オ 西又かぶをはじめとする在来作物の保存継承と機能性や食べ方提案などを通じた付加価値により生産振興とブランド化を進める。

(5) 畜産については、次の取り組みを行う。

ア 優良種導入支援や耕種農家との連携により足腰の強い畜産を振興する。

イ 畜産経営を希望する若手生産者もいることから、今後の方向性として周辺集落への環境対策に配慮した団地づくりを支援する。

ウ 鳥インフルエンザや口蹄疫などの発生防止と発生時の対応について、万全の対策を図る。

(6) 中山間地域にあっては、次の取り組みを行う。

ア 中山間の地域資源を有効活用した生産振興と小ロット農産物の加工、販売拡大を促進する。

イ 中山間地域等直接支払制度の活用や地域営農についての検討を行い、担い手の育成確保の推進を図る。

ウ 猟友会への会員確保のための支援などを行い有害鳥獣による被害防止を図る。

(7) 環境保全型農業については、次の取り組みを行う。

ア 安全・安心を求める消費者ニーズに応えるため有機・特別栽培の生産拡大を図るとともに、既存の認定・認証制度を活用するなど有利販売の実現を図る。

イ 堆肥の地域内流通についての検討を行い、有機性堆肥の安定確保と散布組織の育成、散布機導入支援等による共同散布体制の確立を図る。

ウ 堆肥活用や太陽光、水力などの資源を活用した環境負荷の少ない資源循環型農業の促進を図る。

(8) 農業の6次産業化の推進については、次の取り組みを行う。

ア 農産加工や商工観光との連携に意欲的な農業者の6次産業化を積極的に支援する。

イ 農業分野の高度な知識と技術を有する大学や研究機関との連携による農産物の高付加価値化を推進する。

ウ 多彩なアイデアを検討し、生産者が食品製造業者、小売業者、産直施設、料理人、通販業者等と連携して、人と農産物が双方向に動く仕組みづくりを推進する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの農業経営の指標

1 効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町村で展開している優良事例や「山形県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を踏まえつつ、本町における主要な営農類型は別紙1のとおりである。

2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標としては、将来効率的かつ安定的な農業経営を目指す必要があることから、1の営農類型、経営規模、生産方式等を参考としながら、年間総労働時間（専門的農業従事者1人あたり概ね1,800時間）、年間農業所得（専門的農業従事者1人当たりの概ね320万円の5割以上）の達成が可能となるよう、地域の実情、青年等自身の生産技術や経営能力を踏まえ設定している。

第3 第2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、県農業経営・就農支援センター、県農業技術普及課、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。加えて、本町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 町が主体的に行う取り組み

本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県農業技術普及課や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行える新規就農者を総合的に支援する組織（以下「新規就農支援組織」という。）を設置するとともに、本町が主体となって、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係団体が連携し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように新規就農支援組織は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、経営発展支援事業、経営開始資金、農地利用効率化等支援交付金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本町は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

ア 農業委員会ネットワーク機構、県農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

イ 個々の集落(地域計画の作成区域)では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本町は、農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び県農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、町の区域内において後継者がいない場合は、県及び県農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう県農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備考
90%	

○ 効率的かつ安定的な農業経営に面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように、努めるものとする。

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の利用に占める面積のシェア目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起・代かき・田植え・収穫、その他の作物については耕起・は種・収穫およびこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農業受託の面積を含む）面積シェア目標である。

2 目標年次は令和9年とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本町の農用地は、令和2年度現在では水田が1,340ha、畑が130haとなっている。又、本町の水田については、約7割がほ圃場整備事業が完了しており、転作を契機として大豆・ねぎ、ニラ、アスパラガス等の野菜や花き等の作付けを行っている。近年、農業就業人口の減少と高齢化の進行及び収益性の高い作物への労働力の集中等により、土地利用率が低下しており、特に、生産条件の厳しい中山間地域を中心に不作付地(自己保管理)や耕作放棄地が増加する傾向にある。

本町の営農活動は、家族労働力を中心とした個別経営が主体であり、認定農業者の経営面積は増加しているものの、農用地の分散化により必ずしも規模拡大のメリットが発揮されているわけではない。

(2) 今後の農地利用等の見通し

本町では、今後10年間で、これまで地域農業を支えてきた高齢農業者のリタイアが一層進むことから農地の貸付等の意向が強まることが見込まれる一方、受け手となる担い手農家においては、収益性の低迷や労働力の確保が困難であることなどにより、農用地の利用集積が進まず、耕作放棄地の拡大が懸念される。

地域全体の農業の生産額を高めるためには、優良農地の確保を図るとともに、粗放的栽培や不作付地を解消し、地域の農用地の利用集積の対象者(農用地の引受け手)の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営の確保を図るための面的利用集積を図る必要がある。

このため、引き続き意欲ある認定農業者等の個別経営の安定化を図りながら、担い手への面的利用集

積を図るとともに、中山間地域においては、集落営農の組織化の一層の促進を図ることにより、担い手の育成と農地の有効利用を促進する。

（３）農用地の利用の集積に関する取組方針並びに関係機関及び関係団体との連携等

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形で農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速すること。中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や蜜源利用、省力栽培による保全等の取組を進める。

又、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して混乱が生じないように、地域における話し合いの中で、十分な調整を行うこととする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

1 利用権設定等促進事業に関する事項

（１）利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）（以下「旧法」という。）第18条第2項第6号に定める利用権設定などを受けた後に行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に従事すると認められない者を除く。）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて。）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記の（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該

借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について、所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又は、その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)から(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業若しくは法第 7 条に規定する農地中間管理事業の特例事業を行う農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 旧法第 18 条第 2 項第 6 号に定める利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会その他農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 4 年政令第 356 号）による改正前の農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令 219 号）第 5 条で定める者を除く。）が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件の全てを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員若しくは株主が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合又は農地中間管理機構が行う農地中間管理事業の活用の推進に資するため、農地所有適格法人の組合員、社員若しくは株主が農地中間管理機構に利用権の設定を行うため利用権の設定等を受ける場合であって、当該農地中間管理機

構が当該農地所有適格法人に利用権の設定を行う見込みが確実である場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地の全てについて、農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、又は農地中間管理機構に利用権の設定等を行い、かつ、組合員、社員若しくは株主が受ける利用権の設定等と、組合員、社員若しくは株主が農地所有適格法人に対して行う利用権の設定等又は組合員、社員若しくは株主が農地中間管理機構に対して行う利用権の設定が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙3のとおりとする。

⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会及び同法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙4のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から別に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② ①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期限

① (5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるとき、

その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（5） 要請及び申出

① 農業委員会は、認定農業者若しくは認定新規就農者で利用権の設定等を受けようとする者又は利用権の設定等行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者又は認定新規就農者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農用地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。

④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

（6） 農用地利用集積計画の作成

① 町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

② 町は、(5)の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、町は農用地利用集積計画を定めることができる

④ 町は農用地利用集積計画において利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（7） 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が（1）の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が、毎事業年度の終了後3月以内に、農地法第6条の2で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について舟形町長に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
 - （ア）農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - （イ）原状回復の費用の負担者
 - （ウ）原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - （エ）賃借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

（8）同意

町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（7）の②に規定する土地ごとに（7）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

（9）公告

農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（5）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（7）の①から⑥までに掲げる事項を本町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

町が、(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取り消し等

① 町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 町は、②の規定による取り消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を町の掲示板に掲示することその他所定の手段により公告する。

④ 町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

2 法律第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準
その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参加を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期を除いて設定することとし、開催にあたっては町の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。参加者については、農業者、町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、その他関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を町農業振興課に設置する。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全を図る。

(2) 町は、地域計画の策定に当たって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定が行われているか進捗管理を毎年実施する。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、別に定める様式による認定申請書を町に提出して、農用地利用規程について認定を受けることができる。
- ② 町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が、認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について、農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

- イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
 - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について、利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について、利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申し出に係る農用地について農作業の委託を受けられることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（7）農用地利用改善団体の勸奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（8）農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県農業技術普及課、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、舟形町農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進、その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

地域計画の実現にあたっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するため、町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、更には利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農業機械銀行による農作業受委託の窓口を通じてあっせんし、農作業受委託の促進に努めるとともに、機械リース事業の充実と農作業受託集団の育成を推進する。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

町は、1から4までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 町は、県営圃場整備事業により農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 町は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、米づくりと水田の利活用を行い、作物を適切に組み合わせた生産性の高い水田営農体系の確立を図る。又、農作業受委託等も含めた形で総合的な推進により、効率的かつ安定的な経営体への連担化された農用地の利用集積を促進する。

ウ 町は、快適な農村生活環境を図り、豊かな田園ライフスタイルの創出など定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

エ 町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資するように配慮する。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

町は、農業委員会、県農業技術普及課、農業協同組合、土地改良区、農業共済組合、農用地利用改善団体、その他関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、令和9年までに、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営体の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

又、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体に明確化し、関係者が一体となって合意のもとに効率的かつ安定的な経営体の育成及びこれらへの農用地の利用集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成29年7月4日から一部改正のうえ施行する。

附 則

この基本構想は、令和5年9月29日から一部改正のうえ施行する。